



令和5年度自立のまちづくり事業



地域の公共施設を自分たちの手で守る活動、地域の活性化を図る活動などを支援します。詳細は各問い合わせ先へご相談ください。

活動名	対象団体	対象活動	支援内容	活動例
① 公共施設の補修等	市民5人以上の団体	生活道路、農道、都市公園（開発公園含む）、用排水路などの補修、改修	現物支給 原材料（生コンクリート、砕石、セメント、U字溝など）、軍手 補助金交付 重機等リース料（搬送費含む）、安全確保用具など 支援限度額 20万円	●農道、生活道路の補修 ●用排水路の改修 ●自治会公園遊具のペンキ塗り ●公園に花壇の設置 ※対象外の活動例 市道の補修（市施工のため） 地区公民館の補修（地元管理のため） 委託を主とした補修（自主活動ではないため）など
② 公共施設の美化等	市民5人以上の団体	市道、運動公園、雨水幹線水路などの草刈、泥上、植樹管理	現物支給 軍手、ゴミ袋 補助金交付 草刈機の替刃、安全確保用具など 支援限度額 10万円	●市道法面の草刈 ●雨水幹線水路の泥上 ●市管理公園の草刈、草引 ※対象外の活動例 街区公園、農道、用水路の草刈（地元管理のため）など
③ 空き家対策	自治会	老朽化した空き家の危険回避のための応急処置	補助金交付 必要な消耗品（トラロープ、トタン板、養生ネットなど）、重機等リース料（搬送費含む）、廃材等処理費 支援限度額 10万円	●立入禁止看板の作成、設置 ●瓦が落ちそうな屋根のトタン板等による応急処置 ●危険個所の養生ネットによる保全 ●倒木のおそれのある危険な立木の伐採 ※所有者等の同意が必要
④ 地域のまちづくり振興	市民5人以上の団体	○地域産業の振興 ○教育、文化、体育等の振興 ○市の施策の普及	補助金交付 講師謝礼、消耗品、印刷製本、委託料、借上料、損害保険料など 支援率 3分の2 支援限度額 30万円 ※同一事業は3年まで	●地域資源を活かした活動 ●地域の文化伝承活動 ●駅を中心としたまちづくり活動
⑤ 里山整備	市民5人以上の団体	○集落近くの里山整備 ○山地の環境保全	補助金交付 必要な原材料、重機等リース料（搬送費含む） 安全確保用具など 支援限度額 20万円	●集落近くの里山整備 ●民家周辺山地の危険樹木伐採 ●民家周辺山地からの流出土砂の除去 ●災害時の高台避難路の整備 ●遊歩道等の案内看板設置および補修
⑥ 農業施設の災害復旧	自治会	用排水路、ため池、頭首工、農道などの農業施設の災害復旧	補助金交付 必要な原材料、重機等リース料（搬送費含む） 処分費、安全確保用具など 支援限度額 15万円	●施設の補修 ●土砂、倒木の除去

※予算に限りがありますので先着順で受け付けし、予算に達した時点で当該年度の受け付けは終了とします。
※「女性コミュニティ活動」については、昨年度から継続して申請する団体を除き、今年度の受け付けは行いません。

申込・問い合わせ先

本庁：①②③④ まちづくり推進課（☎64・3167）、⑤ 農林水産課（☎64・3137）、⑥ 農地整備課（☎64・3159）
各総合支所：①～⑥ 地域振興課（☎75・0251）、地域振興課（☎72・2525）、地域振興課（☎322・1001）



学校給食を2つのセンターからお届けします！

令和5年4月からは、北学校給食センター（新設）と中央学校給食センターの2つのセンターで給食を調理し、各校へ配送します。これにより、市内全校の食物アレルギー等で食事制限のある児童・生徒に対して食物アレルギー対応食（卵・乳の除去食）の提供が可能になります。また、原則週5回の米飯給食に市内産米を100%使用することで地産地消を図るとともに、最新の施設設備と調理機器により多様な献立と徹底した衛生管理を実現し、安全・安心な給食を提供します。

各学校給食センターからの給食提供は、中学校が4月12日、小学校は4月17日から開始します。

▶すこやか給食課（☎72・8181）



北学校給食センター（10校、約3,100食/日）
（☎76・2050）

- 龍野東中学校区
龍野東中・小宅小・誉田小・神岡小
- 新宮中学校区
新宮中・西栗栖小・東栗栖小・香島小・新宮小・越部小



中央学校給食センター（13校、約3,400食/日）
（☎72・8181）

- 龍野西中学校区
龍野西中・龍野小・揖西東小・揖西西小・揖保小
- 揖保川中学校区
揖保川中・半田小・神部小・河内小
- 御津中学校区
御津中・御津小
- 播磨高原東中学校区
播磨高原東中・播磨高原東小



たつの市防災協力事業所に登録しませんか？

地域の防災協力体制の強化を図るため、地域の防災活動に協力していただける意欲のある事業所等を「たつの市防災協力事業所」として登録・公表します。

防災協力事業所とは

大規模災害時等にボランティアにより保有する資源（人材、食料品・飲料水等の物品、避難所・施設等、資機材、その他防災上必要なもの）を提供するなどの防災活動への協力をしていただける事業所等

防災協力事業所のメリット

登録された事業所等は、市ホームページ等で「たつの市防災協力事業所」として、事業所名等を紹介するほか、事業所等で作成される名刺等の印刷物等に自らが防災協力事業所であることを表示することができ、社会貢献度の高い事業所等としてのイメージアップが期待できます。

平常時協力項目

- 地域の防災訓練への参加
- 地域の防災に関する会合等への参加
- 地域活動への参加
- 地域活動に対する事業所等の施設の提供

災害時協力項目

- 初期消火、救出救護、障害物の除去等の労務提供
- 食料品、飲料水等の物資提供
- 資機材等の貸出
- 一時避難場所等の提供
- その他防災・救済活動等

経費負担について

協力項目の実施に要した費用は、防災協力事業所負担とさせていただきます。

登録対象事業所等

法人格の有無にかかわらず、市内に店舗、工場、事業所、営業所、活動拠点等を有する者

登録方法

「たつの市防災協力事業所登録（変更）申請書」を危機管理課または各総合支所地域振興課へ提出してください。

※申請書は、危機管理課および各総合支所地域振興課窓口、もしくは市ホームページからダウンロードしてください。

▶危機管理課（☎64・3219）